平成19年5月18日 川環庶第374号

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱(平成19年3月30日川総シ企第135 1号)第1条の規定に基づき、環境局情報化推進委員会(以下「情報化推進委

員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、環境局総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 環境局総務部庶務課長
- (2) 環境局総務部企画課長
- (3) 環境局脱炭素戦略推進室担当課長
- (4) 環境局環境対策部環境対策推進課長
- (5) 環境局生活環境部収集計画課長
- (6) 環境局施設部処理計画課長
- (7) 環境局環境総合研究所担当課長

(会議等)

- 第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を 代理する。
- 3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又 は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

- 第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 局内の情報化施策の推進に関すること。
 - (2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

- 第5条 情報化推進委員会に、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調 査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。
- 2 検討部会は、委員長が指名する市職員をもって組織する。 (庶務)
- 第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、環境局総務部庶務課において 処理する。
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。